

草津市幼保一体化推進計画

平成27年度～平成31年度

幼保一体化の推進方策

■目的



■実施方針

- (1) 認定こども園については、公立においてモデル園を平成28年度から開園し、段階的に推進します。
- (2) 私立幼稚園、私立保育所、認可外保育施設については、公立施設におけるモデル園の展開内容や地域の状況、各法人の意向を踏まえ、認定こども園への移行を支援します。
- (3) 認定こども園実施に際して、3歳児の幼児教育を行い、平成31年度までに3歳児需要に対応します。
- (4) 公立保育所の認定こども園は「幼保連携型」、公立幼稚園の認定こども園は「幼稚園型」を基本とします。

就学前児童を取り巻く市の現状

■就学前児童数の推移

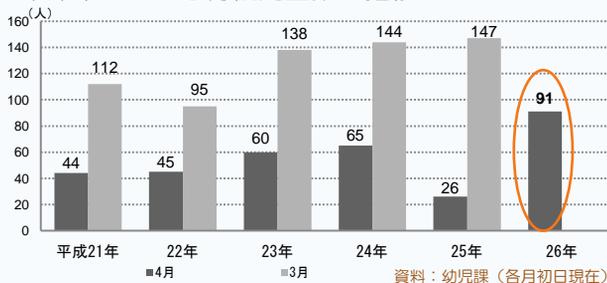


本市の就学前児童数は、住宅開発等の進展に伴う人口流入を受けて、緩やかな増加傾向で推移してきましたが、平成28年をピークにゆるやかな減少に転じることが予測されます。

資料：住民基本台帳人口および草津未来研究所推計

■保育所の状況

草津市における待機児童数の推移



■幼稚園の状況

草津市における幼稚園の定員数と在籍者数



① 保護者の就労の有無に関わらない幼児教育、保育の提供の必要性の高まり⇒**質の確保**

② 保育所では定員超過、待機児童が発生、幼稚園は定員を下回る状況⇒**待機児童の解消**

③ 3歳児の約4人に1人が幼稚園・保育所に未在籍⇒**3歳児教育**

④ 子育ての孤立感と負担感の増加⇒**子育て支援**

草津市幼保一体化の展開

幼保一体化の推進施策	取組み(例)
1 子どもを中心とした 質の高い就学前教育・保育の 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市乳幼児教育・保育指針に基づく共通カリキュラムの策定、運用・実施 ・保育士・幼稚園教諭の連携と資質向上、研修体制の充実、保育実践交流 ・「草津市食育推進計画」に基づく食育の推進 ・認定こども園モデル園での実施検証
2 待機児童の解消と 幼稚園・保育所の在籍状況の アンバランス解消	<ul style="list-style-type: none"> ・需要量に対応した施設の再編(認定こども園化、統合等) ・公立幼稚園のあり方検討 ・小規模保育・家庭的保育との連携 ・私立施設の認定こども園への移行支援
3 3歳以上の未就園児に 対する幼児教育の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園による3歳児幼児教育の実施、推進 ・幼保共通カリキュラムの策定、運用、実施 ・幼保一体化に必要な施設の整備、改修
4 就労率の向上と多様な就労形態 に対応した就学前施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での預かり保育の実施 ・認定こども園化の推進
5 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上のための研修充実 ・必要な職員の適正配置 ・発達支援センター等関係機関との連携の強化
6 子育て支援や家庭支援機能の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前施設での子育て支援機能等の充実 ・各種相談機能の充実 ・延長保育等の実施 ・未就園児活動や園庭開放等の充実
7 保幼小との連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小・地域等の連携強化 ・保幼小等連絡会の実施(小学校教員との相互参観、交流等) ・小学校児童と園児との交流 ・特別支援教育に係る就学支援部会の開催
8 幼保一体化ニーズと保護者の 選択	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行推進 ・公立幼稚園のあり方検討
9 幼保一体化に伴う課題整理や 広報周知	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル園での実施検証 ・広報やホームページ等の充実とシンポジウム等の開催 ・地域や保護者への説明会の開催
10 公私立の役割と民間の力の 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公私立の連携の強化 ・民間の積極的な活用

モデル園の実施方法と選定

認定こども園への移行タイプ別にモデル園を実施し、検証と評価を行います。また、次の実施園に成果、課題、ノウハウを反映します。

案	幼保連携型の概要 〔幼稚園と保育所の機能を一体的に併せもつタイプ〕	案	幼稚園型の概要 〔幼稚園をベースとしたタイプ〕
①対象	0-5歳児を基本	①対象	3-5歳児
②時間	◆長時間利用児 ◇11時間 (7:15-18:15) ◇8時間 (8:30-16:30) ◆短時間利用児 (8:30-14:00) ※利用時間以外のスポット利用も可能	②時間	◆長時間利用児 ◇8時間 (8:30-16:30) ◆短時間利用児 (8:30-14:00) ※利用時間以外のスポット利用も可能
③延長保育	有 (18:15-19:00)	③延長保育	有 (8:00-8:30)
④給食	自園調理 ★長期休暇 短時間利用児はあり	④給食	弁当/給食 ★長期休暇 短時間利用児はあり

タイプ	モデル園	選定理由
保育所の認定こども園 (幼保連携型)	第五保育所	施設が新しく、機能的なため、施設的に実施における支障が少ない施設です。幼保一体化により、保育所において、3歳児以上の就労の有無に関わらない受入れを実施します。
幼稚園の認定こども園 (幼稚園型)	笠縫東幼稚園	就労支援型預かり保育を先行実施しており、幼稚園型認定こども園の形態に近く、保育ニーズとマッチした状況にあります。幼保一体化により、保育が必要な児童の受け入れを図ります。
幼稚園・保育所統合による 認定こども園 (幼保連携型)	草津保育所 中央幼稚園	すでに一体型の施設であり、必要な改修により実施が可能です。幼保一体化により保育所の待機児童と幼稚園の定員割れの解消を図ります。
	第六保育所 大路幼稚園	施設の老朽化による改修が共に必要であることや、同じ小学校区にあり、かつ隣接していることを考慮し、施設間の統合を図ります。幼保一体化により保育所の待機児童と幼稚園の定員割れの解消が図れます。

幼保一体化実施スケジュール

《幼保一体化モデル園》

地域・保護者等説明 開園準備等 →

区分	現在の園(所)名	年度別スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼保連携型	第五保育所	【開園】(仮称)矢橋認定こども園			
幼稚園型	笠縫東幼稚園	【開園】(仮称)笠縫東認定こども園			
幼保連携型	草津保育所 中央幼稚園		【開園】(仮称)草津中央認定こども園		
幼保連携型	第六保育所 大路幼稚園			【開園】 (仮称)大路認定こども園	

幼保一体化の推進
モデル園での検証・課題解決

《その他の公立施設》

区分	現在の園(所)名	年度別スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園型	公立幼稚園		事業計画における幼児教育・保育の需要やモデル園の検証を踏まえながら順次実施			
幼保連携型	公立保育所		事業計画における幼児教育・保育の需要やモデル園の検証を踏まえながら順次実施			

《私立幼稚園・私立保育所・認可外保育施設》

区分	現在の園(所)名	年度別スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼保連携型 幼稚園型 保育所型	私立幼稚園 私立保育所 認可外保育施設	各事業者の意向や公立モデル園の検証を踏まえながら認定こども園の移行を促進				

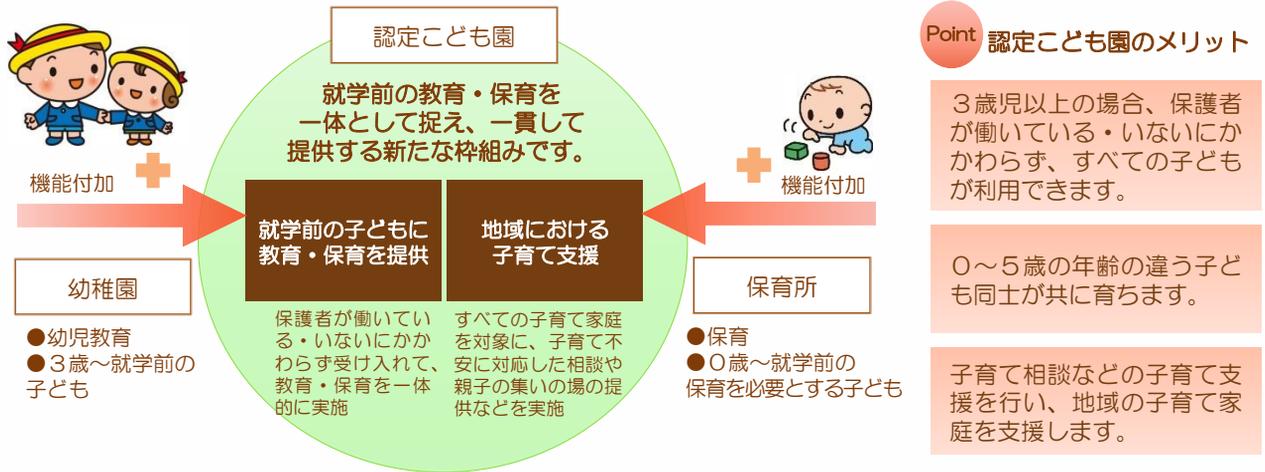
※進捗管理は、草津市子ども・子育て支援事業計画で行うこととし、中間年度である平成29年度を目途に、計画内容について見直しを行います。

認定こども園の概要

認定こども園とは

幼稚園と保育所の両方の良いところを活かした施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。



子ども本位の認定こども園

今までは・・・

保護者の勤労状況等で子どもの就園先が区分



認定こども園になると・・・

子ども本位の就園



認定こども園の生活～幼保連携型での事例～

子どもたちは、認定こども園でこのような1日を過ごします。

認定こども園では、従来の幼稚園としての保育を主として利用する「短時間利用児」と従来の保育所としての保育を主として利用する「長時間利用児」に区分して利用枠を設け、定員を定めます。「共通時間」では、長時間利用児と短時間利用児が同じ学級で活動し、友達と遊ぶ中で、成長や発育にとって必要な経験をします。

0～2歳	時間	3～5歳	
		長時間利用児	短時間利用児
早朝保育	7:15 (開園)	早朝保育	
随時登園 (健康観察) 自由遊び	8:00～8:30	共通時間 登園 (健康観察) 自由遊びなど 朝の会・課題保育など 片づけ、給食準備、給食、 午睡 (必要に応じて)、自由遊びなど	
おやつ・遊び	9:15		
給食 午睡	11:15		
	14:00	おやつ、自由遊び など	降園
おやつ	14:30		
随時降園	16:00～18:15	随時降園	
延長保育降園終了	19:00	延長保育降園終了	

(県内事例をもとに作成)